

## 新たな北海道歯科保健医療推進計画（8020歯っぴいプラン）概要 〔計画期間：令和6年度～令和17年度〕

### 第1 計画策定の趣旨

趣 旨	「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」に基づき、道民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定。
計画の位置づけと他計画との連携	「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づく都道府県計画。「新・北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画であり、他の特定分野別計画である「北海道健康増進計画」及び「北海道医療計画」と整合性を図りながら推進する。

### 第2 計画のめざす姿

全ての道民が、住み慣れた地域において生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを利用しながら、健康の維持増進が図られるよう支援する環境づくりを行うことを基本方針とし、生涯にわたって食べる楽しみを享受できる生活の実現をめざす。

### 第3 歯科保健医療推進のための施策

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学齢期のむし歯が全国に<b>比べ多く</b>、早急に解決すべき課題である。</li> <li>・ 定期的に歯科健診を受診する者の<b>割合は全国に比べ低く</b>、<b>口腔清掃等のセルフケアと定期的な歯科健診等専門的ケア</b>両面からの取組が必要である。</li> <li>・ <b>口腔機能の低下により</b>、<b>要介護状態、死亡のリスクが高くなる</b>とされているが、<b>80歳で20本以上歯を有する者は、全国と比べ低く</b>、<b>多職種連携による口腔機能の維持・向上の取組が求められている</b>。</li> <li>・ 障がいのある人等が、できるだけ身近なところで適切な歯科保健医療サービスを受けられるようにするため、障がい者歯科医療協力医・協力歯科衛生士の確保が必要である。</li> </ul>
-------	--

テーマ	基本的目標	主な施策・主な指標（太字は重点施策）
むし歯の予防	フッ化物の利用を普及させ、むし歯が原因で歯を失うリスクを低下させる。	<b>【施策】</b> ・ <b>保育所・小学校等におけるフッ化物洗口の推進</b> ・ 幼児期におけるフッ化物利用（フッ化物塗布、フッ化物配合歯磨剤）の普及 <b>【指標】</b> ・ むし歯のない12歳児の割合 基準値 65.9%(R4) → 90.0%以上(R17)
歯周病の予防	口腔保健行動の改善によるセルフケアの習慣化と定期的な歯科受診により、歯周病が原因で歯を失うリスクを低下させる。	<b>【施策】</b> ・ <b>定期的な歯科健診・適切な保健指導を受ける機会の確保</b> ・ 歯周病と糖尿病、喫煙、全身疾患に関わる医科歯科連携の推進 <b>【指標】</b> ・ 過去1年間に歯科健診を受診した者の割合の増加 基準値 41.0%(R4) → 70.0%以上(R17)
高齢期の歯科保健医療の推進	高齢者が口腔機能を維持し、最期まで口から食べることができる。	<b>【施策】</b> ・ <b>高齢者の口腔機能の維持・向上の推進</b> ・ 在宅歯科医療の推進 <b>【指標】</b> ・ 80歳で20本以上の歯を有する者の割合の増加 基準値 46.5%(75～84歳)(R4) → 75.0%以上(R17)
障がい者（児）、要介護者への歯科保健医療の推進	障がい者（児）、要介護者が歯科保健医療サービスを利用しやすくなる。	<b>【施策】</b> ・ <b>障がい者歯科医療協力医・協力歯科衛生士の確保と歯科医療ネットワークの充実</b> <b>【指標】</b> ・ 北海道障がい者歯科医療協力医又は協力歯科衛生士のいる市町村数の増加 基準値 75市町村(R4) → 90市町村以上(R17)

### 第4 計画の推進

推進体制	・ ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的にとらえた健康づくりをいう。）に基づく取組を推進するため、 <b>各分野の対策との連携を図る</b> 。
進行管理	・ 各施策の適切なPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に沿った取組の実施により、計画の進行管理を行う。